

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

1. 基本的な考え方

当社は経営理念として「自然にやさしさを、社会に豊かさを、人に幸せを」を掲げ、自然、社会、人を大切にして豊かな社会の実現に貢献していくことを基本に、経営の健全性、透明性と企業価値の向上を図り、株主や取引先のみならず、すべてのステークホルダーより信頼され続ける企業を目指しています。

この考えのもと、経営の公正性と透明性を高めながら、経営環境の変化に対する迅速、果敢な意思決定を行うことができる体制を構築し、コーポレートガバナンスの充実、強化に努めてまいります。

2. 基本方針

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は株主の皆様の権利が確保されるよう適切に対応するとともに、株主の皆様がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行ってまいります。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は中長期的な企業価値の向上は、様々なステークホルダーとの信頼関係にあると認識し、ステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略、経営課題、リスクやガバナンスに係る非財務情報についても、適切に開示してまいります。

(4) 取締役会の責務

当社は透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、社外取締役、社外監査役による外部の視点を取り入れながら、取締役会の責務を適切に果たしてまいります。

(5) 株主との対話

当社は株主の皆様へ当社の経営戦略や経営計画等の情報を的確に提供することによりその方向性を共有し、また建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

【補充原則1-2-4】

当社の株主構成は外国法人等の持ち株比率は3%以下のため、現時点では英文による招集通知の作成は行っておりません。また、議決権の電子行使の採用も行っておりません。今後につきましては、海外投資家や機関投資家の持ち株比率の推移を踏まえつつ、導入を検討してまいります。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(5) 当社は社外取締役候補者、社外監査役候補者の選任理由を定時株主総会の招集通知および当社ホームページ等において開示しております。社外取締役・社外監査役を除いた取締役・監査役候補につきましても、来年度以降は定時株主総会の招集通知等において個別の選任理由を開示する予定です。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】及び【補充原則4-2-1】

業績連動報酬や自社株報酬は導入しておりません。当社の現状の業績から鑑みて、現在の報酬体系は適切と考えております。中期経営計画を実現させ当社が完全に収益体質へ転換できたと判断された以降に、このようなインセンティブ付与に関して必要に応じて検討してまいります。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、2015年6月開催の定時株主総会で1名の独立社外取締役を選任しました。2016年の定時株主総会以降は複数名の独立社外取締役の選任を検討しています。また、規模、会社を取り巻く環境等から、3分の1以上の独立社外取締役を選任する必要はないと考えております。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10-1】

当社では、独立社外取締役を1名選任していますが、取締役会の過半数に達していません。独立社外取締役は、自身の高い専門的な知識と

豊富な経験を活かし、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。
なお、社外取締役が複数名となった時点で、指名・報酬等特に重要な事項に関する独立社外取締役の関与・助言を獲るための仕組みとして任意の諮問委員会の設置等について検討いたします。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性の評価についての分析・評価及び結果の開示は、評価方法も含め検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社が保有する株式は、原則売買の対象とはせず、円滑な取引関係の維持、金融機関との安定的且つ継続的な関係強化等、政策的な目的により保有することとしております。また、主要な政策保有株式は、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有の狙い・合理性について取締役会で毎年度確認しています。また、政策保有株式に係る議決権の行使について、提案されている議案が保有先企業の価値の向上に繋がるかを確認し、当該企業の状況や取引関係等を踏まえた上で議案に対する賛否を判断し、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使しております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社と取締役との間の競業取引や利益相反取引は、取締役会規程において取締役会の承認事項として明示し、当該取引を行うにあたっては、会社および株主共同の利益を害することのないよう、取締役会において当該取引の合理性・妥当性について審議し、承認を得るものとしております。また、上記に定める取引について重要な事実を法令に従い開示します。役員の関連当事者間の取引の有無については、毎年3月末現在で書面により確認を行っています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ及び決算説明資料にて開示しています。
2. 本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に記載しております。
3. 取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬等の額の限度内において、世間水準及び経営内容等を勘案して取締役会で決定しています。
4. 経営幹部の選任・役員候補の指名の方針と手続き
 - (1)取締役会は、社内取締役候補について、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分に社会的信用を有する者を取締役会決議により選任しています。また、社外取締役候補について、中立、客観的見地から当社の経営陣に対して経営監視機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を取締役会決議により選任しています。
 - ・企業経営、法令遵守等内部統制、リスク管理、グローバル経営、技術・製造等の分野における高い見識や豊富な経験を有すること
 - ・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること
 - (2)経営幹部については当社の事業及び業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有しているか、個々の当社における貢献度(実績)や職務遂行能力等を勘案して取締役会決議により選任しています。
 - (3)社内監査役候補については、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有するものを選任しています。また、社外監査役候補については、中立、客観的見地から当社の経営陣に対して経営監視機能を十分に発揮するため、原則として次に掲げる事項を充足する者を選任しています。また、監査役候補の選任にあたっては、監査役会で同意、取締役会で決定することとしています。
 - ・企業経営、法令遵守等内部統制、リスク管理、グローバル経営、技術・製造等の分野における高い見識や豊富な経験を有すること
 - ・別に定め開示する社外役員の独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められること
5. 当社は社外取締役候補者、社外監査役候補者の選任理由を定時株主総会の招集通知および当社ホームページ等において開示しております。社外取締役・社外監査役を除いた取締役・監査役候補につきましても、来年度以降は定時株主総会の招集通知等において個別の選任理由を開示する予定です。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1】

取締役会は、取締役会規程において自己の決議事項を定め、決議事項に該当しない範囲の事項の決定などを職務権限規程により経営幹部に委任するものであることを明確にしています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、2015年6月開催の定時株主総会で1名の独立社外取締役を選任しました。2016年の定時株主総会以降は複数名の独立社外取締役の選任を検討しています。また、規模、会社を取り巻く環境等から、3分の1以上の独立社外取締役を選任する必要はないと考えております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として以下のいずれの要件にも該当しないものとしています。

1. 当社グループ関係者
当社および当社の子会社(以下当社グループという)の業務執行者
2. 取引先関係者
 - (1)当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
(注)「当社グループを主要な取引先とする者」とは直近3年間のいずれかの事業年度において、取引先の連結売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたものをいう
 - (2)当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
(注)「当社グループの主要な取引先」とは直近3年間のいずれかの事業年度において、当社グループの連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った者をいう
 - (3)当社グループの主要な借入先の業務執行者
(注)主要な借入先とは当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関をいう
3. 寄付または助成を行っている関係者
当社グループが、年間10百万円以上の寄付または助成を行っている組織等の理事その他業務執行者
4. 専門的サービス提供者
 - (1)弁護士、公認会計士、税理士、その他経営・財務・技術・マーケティング等に関するコンサルタントとして、当社グループから当社グループから役員報酬以外に年間10百万円以上の報酬を受領している者。
 - (2)当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナーまたは従業員
5. 議決権保有関係者
 - (1)当社の10%以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者
 - (2)当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の業務執行者
6. 過去に該当したことがある者
 - (1)過去に上記1に該当したことがある者
 - (2)過去3年間のいずれかにおいて上記2から5のいずれかに該当したことがある者
 - (3)「業務執行者」とは取締役(社外取締役を除く)、執行役員、使用人等の業務を執行する者をいう。また、会社以外の法人、組合等の団体の業務を執行する者を含む
7. 近親者
上記1から6に掲げる者(重要でない者は除く)の配偶者または二親等内の親族

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有した取締役ならびに高い見識と企業法務、コンプライアンス及びリスクマネジメント等に精通した独立社外取締役で構成され、定款により取締役の員数を12名と定めております。全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の観点から最適となるよう努めております。

【補充原則4-11-2】

当社の取締役及び監査役による他の上場会社役員との兼務については、現在、社外監査役1名のみがこれに該当いたします。なお、当社の取締役及び監査役の他社での兼務状況は株主総会招集通知、有価証券報告書及コーポレートガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性の評価についての分析・評価及び結果の開示は、評価方法も含め検討しております。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則4-14-2】

当社では役員規程において役員研修の実施と受講義務を定めております。新任取締役・監査役に対しては、取締役・監査役の職務を遂行するにあたり必要なガバナンス、リスクマネジメント、内部統制などの基本的知識習得のための外部機関による研修等の参加を斡旋しその費用を負担しており、また新任社外取締役・社外監査役に対しては当社の事業内容に対する理解を深める機会を設けております。また、取締役・監査役として在任する期間中は、その各々の役割にとって必要な知識の習得・更新を目的として、適切な研修機会を提供・斡旋し、それに要する費用を当社が負担しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、正確な情報を公平かつタイムリーに提供しながら、株主および投資家の皆様との建設的な対話を促進し長期的な信頼関係の構築に努めてまいります。

(1)当社は株主・投資家の皆様との対話に関してはIR担当取締役がそれを統括し、企画部総務グループがIR担当部門としてその対応にあたります。

(2)IR担当部門と経営企画、財務経理、法務担当部門および各事業部門とは、日常的な情報交換等により、株主および投資家の皆様との建設的な対話の促進に向け、連携体制を構築しています。

(3)個別面談以外の対話手段の充実に関しては、第2四半期決算および本決算発表後にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しております。また、ホームページにおいてIR資料等により充実した情報開示を行うとともにウェブサイト上の問い合わせ入力フォームを通して、株主・投資家の皆様からのお問い合わせに答えております。今後もより一層の拡充を図ってまいります。

(4)株主および投資家の皆様との対話を通じて把握したご意見・ご要望等につきましては、適宜集約の上経営陣および関連部署へフィードバックし、情報の周知徹底を図っております。

(5)情報の開示にあたっては、会社法、金融商品取引法などの諸法令および東京証券取引所の定める有価証券上場規程などに従い、透明性、公平性、継続性を基準とした情報開示を行うとともに、インサイダー情報の管理に関する諸規程を策定の上、管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社八十二銀行	615,100	4.7
アピックヤマダ従業員持株会	415,125	3.2
八十二キャピタル株式会社	402,000	3.0
日本証券金融株式会社	326,000	2.5
北海興業株式会社	368,000	2.8
東京中小企業投資育成株式会社	278,700	2.1
南澤文明	198,900	1.5
BANK JULIUS BAER AND CO.,LTD	197,000	1.5
株式会社SBI証券	182,000	1.4
日本生命保険相互会社	150,500	1.1

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中村隆次	弁護士											○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村隆次	○	中村隆次氏は、中村隆次・田鶴子法律事務所所長であります。当社と同事務所とは特別な利害関係はありません。	弁護士として豊富な専門知識と経験があると同時に、11年間にわたる当社の社外監査役の経験から高い見識と監督能力を有しております。これらの実績及び能力を踏まえ、同氏は客観的に経営の監督を遂行することが可能であり、当社の取締役に相応しいと判断したため社外取締役に選任しております。 [独立役員指定理由] 東京証券取引所が規定した独立役員の要件に該当し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
		なし	

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	
--------------------------------	--

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4 名
監査役員数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、独立の第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、監査役は、その監査結果の報告を受けている他、意見交換および改善事項の提言などについて随時協議しております。

監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、必要に応じその修正等を行う他、内部監査部門が行う内部監査に立ち会っております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2 名
社外監査役員のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚田知信	公認会計士										○			
前山忠重	他の会社の出身者							△						

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚田知信		塚田知信氏は、塚田公認会計事務所所長であり、同事務所は当社の税務関連の顧問事務所であります。	公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、豊富な専門知識と経験を生かしての充実した監査を可能とするため社外監査役に選任しております。
前山忠重		前山忠重氏は、平成21年まで、当社のメイン銀行である八十二銀行の常務取締役でした。また平成23年6月まで八十二リース株式会社および八十二オートリース株式会社の取締役社長で	企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い知識から、経営の監視や経営に関する助言の期待と充実した監査を可能とするため社外監査役に選任しております。

あり、当社とこれら2社の間には、リース契約があります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役全員は、当社のコーポレート・ガバナンスへの取り組みおよび業績向上に向けた職務遂行について、高いモチベーションを維持しているため、当社では、取締役へのインセンティブ付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告にて、全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、株主総会の決議に定められた報酬限度額の範囲内において、安定的経営に資するため当社の経営環境および市場水準を考慮し算出することとしております。

取締役の報酬については、社長が取締役会の委任を受け、役位、職責、企業業績および世間水準等を考慮して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポート体制は、企画部が対応しております。取締役会の議題の事前通知を行い、取締役会での意見交換および決議が円滑に遂行できるように努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

＜企業統治の体制の概要＞

当社は取締役会を取締役6名(男性6名)で構成しており、毎月開催される取締役会とその他必要に応じて臨時開催される取締役会により、法令で定められた事項および経営に関する重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。

なお、事業年度ごとの経営責任を明確化するとともに、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を築くため、取締役の任期は1年としております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は3名(男性3名、うち社外監査役2名)で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。常勤監査役は取締役会やその他の重要な会議への出席や、業務および財産に対し状況調査を行なうとともに、必要に応じて適切な意見を述べ、取締役の業務遂行を監視しております。

任意設置機関である経営諮問会議は、取締役、常勤監査役および各部門責任者で構成され、概ね10日ごとに開催されております。本会議では業務遂行における課題及びリスク等について十分に議論するとともに経営者と各部門責任者との認識の共有化を図り、的確かつ迅速に会社経営に反映できる体制となっております。

＜内部監査および監査役監査の状況＞

当社の内部監査の組織は、内部監査部門を設置し、人員数3名で構成され、内部統制の仕組み及び運用を細かくチェック、指導する体制をとっており、問題の未然防止体制構築に努めております。

監査役会は3名で構成され、日常的に常勤監査役により監査が実施されており、監査役会において相互に職務執行の状況について報告することで、認識共有化と監査の効率化が図られております。また、常勤監査役は、内部監査部門が実施する内部監査に係る年度計画について事前に説明を受け、必要に応じその修正を行うほか、内部監査部門が行う内部監査に立ち会っております。

また、内部監査部門、監査役会及び会計監査人は、相互連携により随時必要な監査を行うとともに、公認会計士の資格を有する監査役を交え、通常時から財務報告に係る内部統制および業務プロセスの確認並びに会計基準等についての議論、情報交換・意見交換を行いコーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図っております。

＜会計監査の状況＞

会計監査につきましては、当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、継続して会社法監査および金融商品取引法監査を受けております。

有限責任監査法人トーマツは、独立の第三者としての立場から財務諸表監査を実施し、当社は監査結果の報告を受け、意見交換および改善事項などの提言を受けております。

当社の会計監査業務の執行は、指定有限責任社員・業務執行社員 内田淳一氏および小松聡氏であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会においては取締役6名中1名を社外取締役として経営の監督・指導を行い、監査役3名中2名を社外監査役にすることで経営への監視機能を強化しております。

また、社外取締役及び社外監査役は専門性及び独立性を有しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役1名及び社外監査役2名による監督及び監査が実施されることにより、外部からの経営監督・監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月と11月にそれぞれ決算説明会、中間決算説明会を開催し、代表取締役社長が財務内容および事業への取り組み状況の概要などを説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいてIRサイトを設け、決算短信、四半期決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、インベスターズ・ガイド、株主総会招集通知および決算通知、その他適時開示資料を掲載しております。 (URL: http://www.apicyamada.co.jp/irreport/main01.html)	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:企画部、担当者(情報取扱責任者):取締役企画部長 小出 篤	
その他	適宜、スモールミーティングを開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動規範に係る事項を記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「環境理念」に基づき、企業活動に伴う環境負荷の低減を図るための行動指針を定め、環境配慮型技術の設計・提案ならびに研究・開発を行うとともに、CO2排出量の削減、廃棄物発生抑制・再資源化、省エネルギー・省資源化を図っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、決算情報等の投資家向け早期情報開示や企画部を中心として決算発表・決算説明会の開催、またホームページを通じたIR情報の提供に努める等、経営の透明性の向上をコーポレート・ガバナンスの重要項目のひとつと考え、タイムリー・ディスクロージャーに努めております。
その他	＜女性の活躍の方針、取組みについて＞ 当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児および介護による休暇、休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」と言う）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令及び社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を制定するとともに、これを盛り込んだコンプライアンス・マニュアルを全役職員へ配布し、当該体制の浸透を図る。
 - (2) 社長を委員長とし、担当取締役、監査役、その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を設置する。
 - (3) 職務権限規程を見直し、特定の者に権限が集中しないよう内部牽制システムの確立を図る。
 - (4) 内部通報制度を整備し、当社グループの取締役及び使用人に対してそれを周知することにより、違法行為等の未然防止、早期発見及び拡大阻止を図る。
 - (5) 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、取締役と会社または子会社との取引等については、取締役会の決議を要することとする。
 - (6) 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
 - (7) 取締役は、適正な財務報告の作成が当社グループにとって最重要事項であることを社員に認識させるため、会議などでの指示、訓辞等必要な意識づけを行う。
 - (8) 各業務において行われる取引の発生から、会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点をチェックして、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないような内部牽制システム、その他のシステムを整備する。
 - (9) 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても断固拒否することを定め、組織全体として排除に向けた対応を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 法令が規定する文書（電磁的記録を含む。以下、同じ。）及びその他重要な文書については、文書管理に関する規程に従い保管、管理する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とし必要な人員で組織する危機対策本部を設置するなど、危機対応のための規程、組織を整備する。
 - (2) 当社グループに重大な影響を及ぼす重要事項については、取締役会の他、経営諮問会議において、十分に議論的確かかつ迅速に対応する。
 - (3) 事業年度ごとに当社グループの事業等のリスクを抽出し、リスクの極小化に努める。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の職務分掌を明確にするとともに、当社グループの重要事項について検討する経営諮問会議等を有効に活用する。
 - (2) 意思決定プロセスの簡素化、効率化等により、意思決定の迅速化を図る。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1) 各子会社において、それぞれコンプライアンスに関する規程の制定やその他コンプライアンスに関する体制を整備し、当該子会社が各役職員に対しこれらの教育を行う。
 - (2) 本社の関係会社管理規程にて子会社・関係会社の管理体制を定めるとともに、本社監査室にて適時に子会社の業務執行状況を監査する。
 - (3) 当社は、子会社に対して経営数値その他の重要な情報等について定期的な報告を義務付け、当社の経営諮問会議及び取締役会を通じて情報を共有し、必要に応じて主管部門が確認・指導する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該監査役または監査役会と協議のうえ、当該使用人の適性等を考慮し選定する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役を補助する使用人は、通常の業務執行とは完全に独立させ取締役の指揮命令に服さないものとし、監査役の指揮命令のもとに担当職務を遂行する。
 - (2) 監査役を補助する使用人の人事考課は、監査役が行う他、その人事異動、懲戒については、監査役の同意を得ることとする。
8. 当社グループの取締役・監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社グループの取締役・監査役及び使用人は、職務の執行に関して不正行為及び法令・定款に違反する事実ならびに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに当該事実を当社の監査役へ報告する。
 - (2) 内部通報制度を整備し、当社グループ内で発生しているまたは発生が予見される違法行為等についての情報収集に努める。
 - (3) 当社グループの取締役・監査役及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告または資料の提出を求められた場合には、すみやかに報告を行わなければならないこととする。
 - (4) 監査役は、経営諮問会議、その他重要な会議に出席し、意見を述べるができることとする。
 - (5) 監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行なうことを禁止し、その旨を社内規程で定めるとともに当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役による監査の実効性を確保するため、コンプライアンス、適切なリスク管理の確保及び財務報告の適正性確保等業務の適正化に必要な知識と経験を有した社外監査役を選任するとともに、監査役の監査環境の整備を図る。
 - (2) 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができることとする。また、監査役は内部監査に立会うことができる他、必要があると認めるときは、内部監査部門に追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができることとする。
 - (3) 取締役及び使用人ならびに各子会社の役職員は、企業グループとして効果的な監査業務が円滑に遂行できるよう監査活動に協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除に向け、行動規範に「総会屋、暴力団等の反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、安易に金銭的解決等を図らず、いかなる利益供与も行わない。」、「反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある組織とは、いかなる取引も行わない。」旨を明記しており、経営トップ以下、組織全体として対応いたします。

- 1.反社会的勢力の対応を統括する部署を定め、情報の報告、蓄積、対応を一元的に管理する体制をとっております。
- 2.新たな取引先と契約を締結する際は、事前に反社会的勢力との関係の有無について調査を実施し、反社会的勢力との関係を有することのないようにしております。
- 3.当社が当事者として取り交わす契約書類には、後に相手方が反社会的勢力との関係を有することが判明した場合に契約を解除できるとする条項(反社会的勢力排除条項)を設け、反社会的勢力との関係を遮断できるようにしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項